

道路交通法施行規則の改正内容の詳細

本年6月28日に千葉県八街市で発生した交通死亡事故を受け、道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令が令和3年11月10日に公布され、令和4年度から安全運転管理者業務が拡充されることになりました。安全運転管理者、副安全運転管理者の方（これからなられる方）は、改正の内容をしっかりと確認して諸準備をお願いします。

<改正内容>

1 酒気帯びの有無の確認及び記録の保存（令和4年4月1日施行）

- (1) 運転前後の運転者に対し、当該運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること（府令第9条の10第6号）。
- (2) (1)の確認の内容を記録し、当該記録を1年間保存すること（府令第9条の10第7号）。

これまで、安全運転管理者に対しては、運転前において運転者が飲酒により正常な運転をすることができないおそれがあるかどうかを確認すること等が義務付けられていましたが、運転後において酒気帯びの有無を確認することやその確認内容を記録することは義務付けられておらず、確認方法についても具体的には定められていませんでした。今回の改正により、運転後における酒気帯びの有無の確認と確認内容の記録化が義務付けられております。

■ 酒気帯び確認をした際には以下の事項を記録化しなければなりません。

- 1 確認者名
- 2 運転者
- 3 運転者の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
- 4 確認の日時
- 5 確認の方法
 - (1) アルコール検知器の使用の有無
 - (2) 対面でない場合は具体的方法
- 6 酒気帯びの有無
- 7 指示事項
- 8 その他必要な事項

※ 5(1)以外の事項の記録は令和4年4月1日から、5(1)の事項の記録は同年10月1日からの記録が必要となります。

2 アルコール検知器の使用等（令和4年10月1日施行）

- (1) 1(1)の確認を、国家公安委員会が定めるアルコール検知器を用いて行うこと（府令第9条の10第6号）。

10月1日以降は1の酒気帯び確認は国家公安委員会が定めるアルコール検知器の使用が義務付けられ、国家公安委員会が定めるアルコール検知器は、「呼気中のアルコールを検知し、その有無又はその濃度を警告音、警告灯、数値等により示す機能を有する機器」と示されております。

- (2) アルコール検知器を常時有効に保持すること（府令第9条の10第7号）。

「常時有効に保持」とは、正常に作動し、故障がない状態で保持することをいいます。このため、アルコール検知器の製作者が定めた取扱説明書に基づき、適切に使用し、管理し、及び保守するとともに、定期的に故障の有無を確認し、故障がないものを使用しなければなりません。

不明な点があれば、警察本部または最寄りの警察署にお問い合わせ願います。

北海道警察本部交通部交通企画課安全対策係 ☎ 011-251-0110 (5065)